

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-001201-99-01

事業名	SACOの合意事業の実施等	事業番号	01	課係名	基地対策課	係番号	
-----	---------------	------	----	-----	-------	-----	--

<p>1. 事業内容 (1) 対象 在沖米軍基地</p> <p>(2) 現状 本県には、国土面積の約0.6パーセントに過ぎない狭隘な県土に在日米軍専用施設面積の約75パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、県土面積の約10.4パーセント、とりわけ、人口、産業が集積する沖縄本島においては約19パーセントを占めている。</p> <p>(3) 方法 関係市町村の意向を踏まえつつ、県民の理解と協力を得ながら、基地の計画的・段階的な整理縮小に取り組む。</p> <p>(4) 目標 日米両国政府が沖縄県民の基地負担を軽減するため協議し合意した「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の返還合意事業等の実現を図る。また、SACOの返還合意施設以外についても、更なる段階的な整理縮小に取り組む。</p> <p>2. 事業の必要性 広大な米軍基地の存在は、計画的な都市づくりなど、本県の振興開発等を進める上で大きな制約となっていることから、基地の整理縮小を含め県民の過重な基地負担の軽減が強く求められている。</p> <p>3. 実施年度・始期：平成8年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 本県に所在する米軍基地は、日米安全保障条約、日米地位協定等の日米二国間の条約に基づき提供されており、米軍基地を巡る諸課題については、「官」がその解決を図るべき事柄である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 米軍基地問題は、外交・防衛に関わる問題として国家間で話し合いがなされるべきであるが、県としても、基地問題の解決を求める県民の意向を踏まえて、米軍基地の整理縮小が促進されるよう、国への要請、国・市町村等との調整・連携を行うことは重要である。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：基地関係業務費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	1.00	1.00	1.00	1.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	1.00	1.00	1.00	1.00												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 国への要請、関係機関との調整・連携</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 関係大臣、国会議員等との面談等機会あるごとに要請を行った。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 必要に応じて要請、調整等を行う。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) SACO合意事業の実現</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) ・平成10年12月安波訓練場(480ha)が返還された。 ・平成15年3月31日 キャンプ桑江の一部(北側部分約38ha)が返還された。 ・平成18年4月28日 楚辺通信所の代替施設を米側に提供することが日米合同委員会にて合意された。 ・平成18年5月18日 読谷補助飛行場の一部(約140ha)の返還が日米合同委員会にて合意され、国において具体的な返還手続きが進められている。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) SACO合意事業がすべて実現されることにより、11施設5,002haの米軍基地が返還されることになる。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	知事公室 基地対策課				
評価責任者	基地対策課		担当者 基地対策課		
課番号	001201	係番号	電話番号	866-2460	作成年月日

事務事業コード	2006-001201-99-01				
事務事業名	SACOの合意事案の実施等				
歳出事業コード(1)	021008001	事業区分	C		
歳出事業名(1)	基地関係業務費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)		国への要請、関係機関との調整連携					
成果指標名又は成果の内容(A')		米軍提供施設の返還面積					
活動指標名又は活動の内容(B)		国への要請、関係機関との調整連携					
成果指標名又は成果の内容(B')		SACO合意事案の実現					
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'	ha		38.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C		0	0	0	0	
	人工数D		1.00	1.00	1.00	1.00	
	人件費E		6,630	6,440	6,440	6,420	
	合計C+E=F		6,630	6,440	6,440	6,420	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 C	
(判定内容) C. 不満を持っている人が多い。	
判定根拠	平成16年10月に実施した県民選考度調査において、行政が重点を置いて取り組むべき事項で「米軍基地問題の解決促進」23項目中2番目に力を入れて欲しい施策に選択されている。 また、平成14年4月の県内新聞社の世論調査において、県民の基地の縮小、撤去の意見が7割以上を占めている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B. 横ばい	
判定根拠	上記県内新聞社の世論調査の過去との比較によるとほぼ横ばいである。 1992年(復帰20年)78%、1997年(復帰25年)77%、2002年(復帰30年)75%

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定根拠	米軍専用施設面積の75%が集中する本県には、基地に起因する様々な課題があることから、他県と違い、基地問題に対処するための組織及び人員を配置している。(基地対策課職員 18人(市町村派遣職員1名含む))	
3. 役割分担(守備範囲)		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定根拠	本県に所在する米軍基地は、日米安全保障条約、日米地位協定等の日米二国間の条約に基づき提供されており、米軍基地を巡る諸問題については、「官」がその解決を図るべき事柄である。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定根拠	米軍基地問題は、外交・安全保障に関わる問題として国家間で話し合われるべきであるが、県としても基地問題の解決を求める県民の意向を踏まえ、米軍基地の整理縮小が促進されるよう国への要請、国・市町村等との調整・連携を行うことは重要である。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定根拠	当該事務は国と自治体との調整業務が主となることから、民間への委託は出来ない。	
5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定根拠	SACO合意事案である普天間飛行場、那覇港湾施設の返還については、返還問題対策課で所管している。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	米軍基地の整理縮小については、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法である。	
7. 貢献度(手段と成果の相関関係)		判定 C
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) C. ある程度の影響を与える。		
判定根拠	SACO合意の実現に向けては、地元市町村の意向を踏まえながら、国との連携が必要である。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠
 平成10年12月安波訓練場(480ha)が返還された。
 平成15年3月31日にキャンプ桑江の一部(約38ha)が返還された。
 平成18年4月28日 楚辺通信所の代替施設を米側に提供することが日米合同委員会で合意された。
 平成18年5月18日 読谷補助飛行場の一部(約140ha)の返還が日米合同委員会で合意され、国において具体的な返還手続きが進められている。
 瀬名波通信施設については、現在、国において具体的な返還手続きが進められている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定根拠
 機会あるごとに日米両政府に対し、要請を行った。

9. 県の負担割合 判定 C

(判定内容) C. 過大である(県負担を減又は市町村・受益者負担を増す)。

判定根拠
 基地の提供責任が日本政府にあることから、当該事務事業の経費については、主に国において負担すべきである。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 当該事務は国と自治体との調整業務が主であり、O A化は困難である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		C
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
	5. 事務事業の選択		C
有効性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	C
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		C
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	3	4	6		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 県政の重要課題である基地問題を解決するには、当該事務事業は必要不可欠であり、最低限、現状を維持する必要がある。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-001201-99-07

事業名	駐留軍用地跡地利転用促進事業	事業番号	07	課係名	基地対策課	係番号	
-----	----------------	------	----	-----	-------	-----	--

<p>1. 事業内容 (1) 対象 駐留軍用地跡地全体</p> <p>(2) 現状 駐留軍用地跡地は、成立過程における歴史的経緯、長期間にわたって基地として使用されたこと等の特殊事情があり、法令等が不十分であることから、有効かつ適切な跡地利用が図られていない。</p> <p>(3) 方法 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するための推進体制の整備、跡地利用に係る支援措置、個々の跡地の課題に応じた跡地利用計画策定・具体化の促進に向けた取組等を講じる。</p> <p>(4) 目標 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか ・沖縄振興特別措置法第95条の規定（駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則） 「国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。」</p> <p>(2) 何故、県が行うのか ・駐留軍用地跡地全体を対象とすること。 ・本県の駐留軍用地跡地利用の促進・円滑化のための支援策等の検討を行う企画調整業務であり、県の内部業務であること。 ・跡地利用を円滑に進めることが県経済に資することになるため。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>9,025</td> <td>8,605</td> <td>6,024</td> <td>4,215</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>5.00</td> <td>5.00</td> <td>5.00</td> <td>4.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：駐留軍用地跡地利転用促進事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	9,025	8,605	6,024	4,215	人工数	5.00	5.00	5.00	4.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	9,025	8,605	6,024	4,215												
人工数	5.00	5.00	5.00	4.00												
<p>2. 事業の必要性 駐留軍用地跡地利用を促進及び円滑化し、本県の振興に資するため、跡地利用の諸課題についての検討を行い、跡地利用に係る支援措置並びに個々の跡地の課題に応じた跡地利用計画策定及び具体化の促進に向けた取組等を進める必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：平成7年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 跡地対策協議会、跡地関係市町村連絡・調整会議等</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) ・キャンプ桑江北側地区等が特定跡地指定される(H15.10)。 ・第2回跡地対策協議会への出席(H15.12)。 ・普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会の設置(H16.2)。 ・第4回跡地関係市町村連絡・調整会議の開催(H18.2)。 ・普天間飛行場跡地利用基本方針策定(H18.2)。 ・キャンプ桑江(北側地区)総合整備計画が策定される(H18.3)。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 個々の跡地に係る課題の抽出及び当該課題の解決に向けた対応策・支援策の検討及び実施。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 跡地利用に係る諸課題の明確化、課題解決の促進等</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 跡地関係9市町村の個々の跡地利用に係る課題の明確化、課題解決に向けた取組等。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 跡地利用に係る対応策及び支援策の具体化。(個々の跡地の課題に応じた跡地利用計画の策定、具体化に向けた取組の実施等。)</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	知事公室 基地対策課				
評価責任者	基地対策課		担当者	基地対策課	
課番号	001201	係番号	電話番号	866-2460	作成年月日

事務事業コード	2006-001201-99-07				
事務事業名	駐留軍用地跡地利転用促進事業				
歳出事業コード(1)	021014002	事業区分	C		
歳出事業名(1)	駐留軍用地跡地利転用促進事業				
歳出事業コード(2)	021014001	事業区分	E		
歳出事業名(2)	基地跡利用管理費				
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	跡地対策協議会、跡地関係市町村連絡・調整会議等					
成果指標名又は成果の内容(A')	跡地利用に係る諸課題の明確化、課題解決の促進等					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	9,025	8,605	6,024	4,215	
	人工数D	5.00	5.00	5.00	4.00	
	人件費E	33,150	32,200	32,200	25,680	
	合計C+E=F	42,175	40,805	38,224	29,895	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するための推進体制の整備、跡地利用に係る支援措置、個々の跡地の課題に応じた跡地利用計画の策定及びその具体化の促進等に向けた取り組みを行っている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	駐留軍用地跡地については、成立過程における歴史的経緯、長期間にわたって基地として使用されてきたことがあり、法令等が不十分であることから、有効かつ適切な跡地利用を図る必要がある。また、嘉手納飛行場より南の駐留軍用地が返還されるにあたっては、跡地関係市町村と連携し、計画的・段階的な返還の実施並びに現行法制度の枠組みの継続及び新たな制度の検討など、きめ細かな対応を政府に求めていく必要がある。県経済に大きな影響があり、県民ニーズも高い。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	他県では同様の事業はない。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	沖縄振興特別措置法第95条の規定（「国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。」）があること、本県における駐留軍用地跡地全体を対象としていること、本県の駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化のための支援策等の検討を行う企画調整業務であり、県の内部業務であること等。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	沖縄振興特別措置法第95条の規定（「国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。」）があること、本県における駐留軍用地跡地全体を対象としていること、本県の駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化のための支援策等の検討を行う企画調整業務であり、県の内部業務であること等。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	沖縄振興特別措置法第95条の規定（「国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。」）があること、本県における駐留軍用地跡地全体を対象としていること、本県の駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化のための支援策等の検討を行う企画調整業務であり、県の内部業務であること等。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	駐留軍用地跡地については、成立過程における歴史的経緯、長期間にわたって基地として使用されてきたことがあり、法令等が不十分であることから、有効かつ適切な跡利用を図る必要がある。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	駐留軍用地跡地については、成立過程における歴史的経緯、長期間にわたって基地として使用されてきたことがあり、法令等が不十分であることから、有効かつ適切な跡利用を図る必要がある。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するための推進体制の整備、跡地利用に係る支援措置、個々の跡地の課題に応じた跡地利用計画の策定及びその具体化の促進等に向けた取り組みを行っている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。

判定根拠	駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するための推進体制の整備、跡地利用に係る支援措置、個々の跡地の課題に応じた跡地利用計画の策定及びその具体化の促進等に向けた取り組みを行っている。
------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。

判定根拠	駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するための推進体制の整備、跡地利用に係る支援措置、個々の跡地の課題に応じた跡地利用計画の策定及びその具体化の促進等に向けた取り組みを行っている。
------	--

9. 県の負担割合 判定 A
 (判定内容) A: 妥当である。

判定根拠	沖縄振興特別措置法第95条の規定（「国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。」）があること、本県における駐留軍用地跡地全体を対象としていること、本県の駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化のための支援策等の検討を行う企画調整業務であり、県の内部業務であること等。
------	---

10. O A化の可能性 判定 A
 (判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠	駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するための推進体制の整備、跡地利用に係る支援措置、個々の跡地の課題に応じた跡地利用計画の策定及びその具体化の促進等が業務となっている。
------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A
	4. 民間委託の可能性		A
5. 事務事業の選択		A	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
	9	1	3		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	A	具体的方向性 1

(評価区分): A: 拡充
 (具体的方向性): 1: 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定根拠	駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するための推進体制の整備、跡地利用に係る支援措置、個々の跡地の課題に応じた跡地利用計画の策定及びその具体化の促進等に向けた取り組みを行っていく必要がある。 また、嘉手納飛行場より南の駐留軍用地が返還されるにあたっては、跡地関係市町村と連携し、きめ細かな対応を政府に求めていく必要がある。
------	--